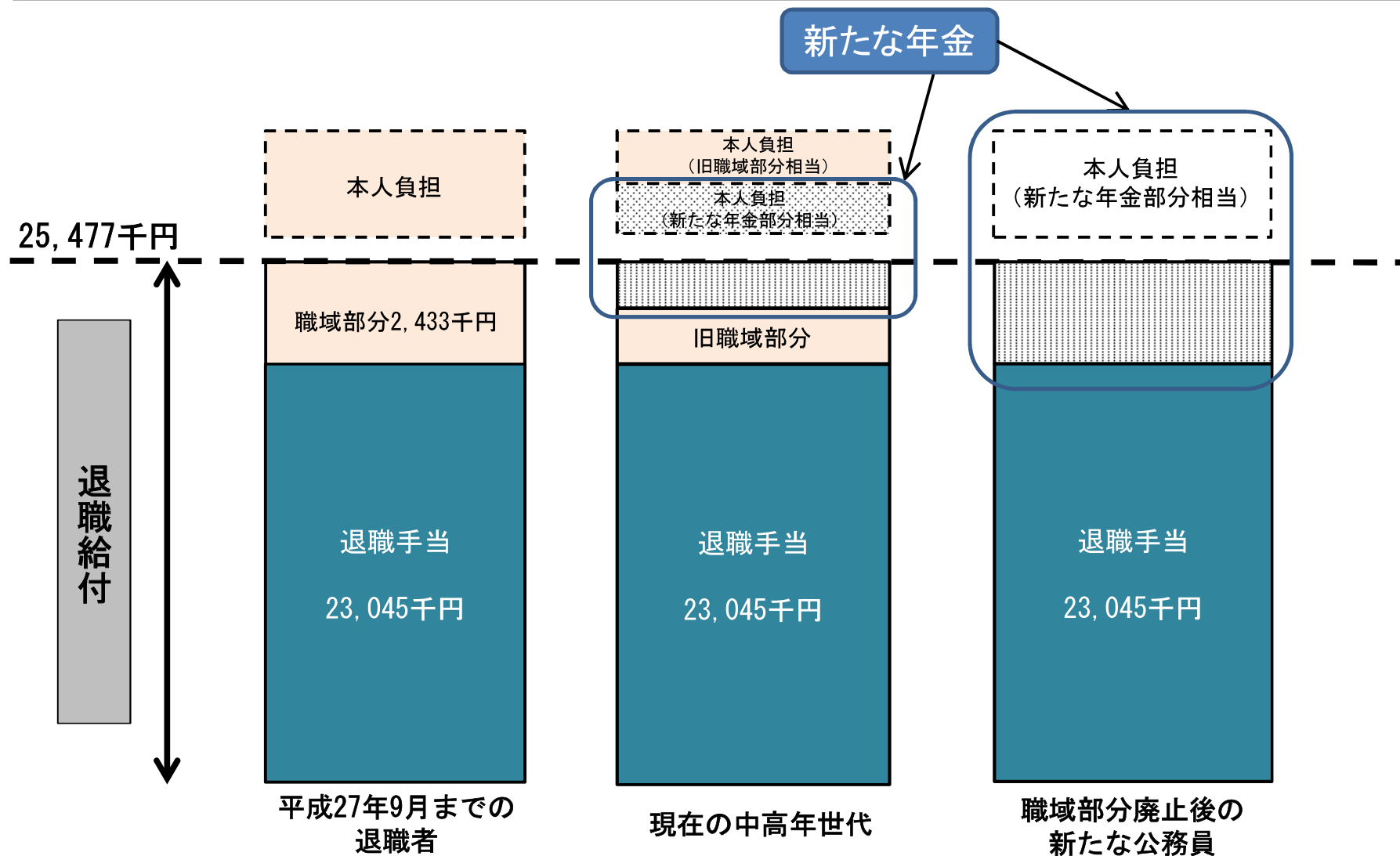


官民較差調整後の公務員の退職給付のあり方のイメージ①

資料2-1

- 職域部分廃止後は、民間の企業年金を参考として、事業主負担のある「新たな年金」を創設し、退職手当と「新たな年金」を支給（旧職域部分が支給される間は、旧職域部分の減少に応じて、「新たな年金」が増加し、官民均衡が図られる）



官民較差調整後の公務員の退職給付のあり方のイメージ②

- 職域部分廃止後は、事業主負担のある「新たな年金」は創設せず、退職給付の全額を退職手当として支給する（旧職域部分が支給される間は、旧職域部分の減少に応じて、退職手当を増加させることにより、官民均衡を図る）
- その上で、別途、事業主負担のない新たな年金を設けることとする

